

第19回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分～午後2時03分
- 2 場 所 湯河原町役場第2庁舎 3階会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外6名(欠席3名)
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名(欠席0名)
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠(事務局職員任免)

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。それでは、ちょっと定刻過ぎましたが、第19回の農業委員会総会を開催させていただきます。 あと11月10日の県農業委員会活動推進大会ご出席いただきました皆様、お疲れ様でした。 それでは会長お願いいたします。
議長	今局長がお話あったように、農業委員会活動推進大会、大変ご苦勞さまでした。4年ぶりの開催ということで、年に1度が集まって、いろいろ志を一つにするというか、そういうことも大事なかなと思います。また来年参加をいただきたいと思います。 また11月後半ということで、みかんの収穫などお忙しい所ではございますが、ご出席いただきましてありがとうございます。 今日の総会については、前回、継続審議になったものでございます。ここはその関係した新規農業者の資格認定ということで、進めていきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。 それから、発言が最終的にはちょっと手を挙げていただいて、議長の、許可を得て発言をしていただくようにお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名でございますが、本日の議事録署名委員は、一番[]委員、それから3番[]委員2人、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、議案に入りたいと思います。 (1) 新規農業者資格認定について、事務局で説明をお願いします。
事務局	本日、議案として2件、提案しておりますが、議案第50号が認定されなかった場合、日程番号議案番号第51号は取り下げとさせていただきますので、これを改めて、日程番号1、議案番号第50号新規農業者資格認定申請書について説明いたします。申請者、湯河原町[]、[]氏から、湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要項第五条の規定により新規農業者資格の認定を

	受けるべく申請が提出されました。お手元ですね、申請書および資格認定要項の2ページをお開きください。 要綱第5条新規農業者資格認定を受けようとするものは、就農希望地域の農業委員と調整を図り、新規農業者資格認定申請書様式第1号に掲げる書類等を添えて農業委員会に提出しなければならないと規定しております。申請書とともに説明いたします。同要綱の第5条第1項第1号では、様式第5号の営農計画書では申請書2ページ目及び3ページ目記載の通りとなっております。農業経営に必要な農機具を有していることが伺われます。併せまして申請者は同要綱の認定基準である第三条第1項第2号農業経営士の元で、農業研修を受けたものを根拠に申請されましたことを受けて同要綱第5条第1項第2号では、第3条第1号から第4号に規定するものにあつては、様式第3号の研修先及び就農希望者、農業委員の新規農業者認定推薦書は、申請書にありまして、4ページから、7ページまで研修先の推薦者である農業経営士に定されている [] [] 氏から申請書の8ページから10ページにかけまして、就農希望地域の農業委員である [] 会長職務代理から推薦を受けた内容が記載されております。申請者は、 [] 農業経営士の指導のもと、研修期間において同要綱の第1項第3号から第6号までにつきまして、この申請書では割愛させていただきますけれどもこの次の同7号では様式第4号の受け入れ地域における取り決め等の念書は申請記載の通りでして、要綱の第1項第8号では、現住所が確認できるものとして申請書の12ページこちら印鑑証明書でございますけれどもこちら書いてございまして確認できるものとしております。なお、私の左、 [] 氏から借用いたしました農業経営士である認定書、皆様のお手元にカラーで付けさせていただいているものでございます。 ということで、 [] さんから申請書の説明は以上でございます。
議長	説明が終わりました。農業経営士の元で、 [] さんの元で研修されたということで、それについてもう一人農業委員の [] さんの方から推薦されてますんで、 [] さんお願いします。
1 番	はい。 今年の2月ぐらいだったな。 私の畑のすぐ目の前で研修を受けてですね。 それで [] さんが一緒になって、ここに全部書いてあるけど、春から次、4月になって次私もそばに行つて、ちゃんと聞いておりましたが、常に私の畑の目の前からやってるっていうね、確認したんで、間違いなく私は推薦することになります。
議長	はい。 わかりました。 皆様から何かご質問、ご意見等はよろしいですか。 それではこの認定申請の認定することについて、採決をしたいと思ひます。 [] さんを新規農業者資格認定について、認定することに賛

	成の方は挙手をお願いします。 はい、ありがとうございました。 全員賛成全員ということで、新規農業者として認定することに決定いたしました。 続いて議案第2号農地法第三条の規定による許可申請書継続審議について。 事務局で説明をお願いします。
事務局長	議長ちょっとその前に。今の新規農業者資格認定ということで、認定という形でいただきましたので、認定証を皆様に提示したいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長	認定書の表示様式っていうか、こういう形で認定されますよっていう。
事務局長	そうですね。 これで51号に関連してきますので、よろしくお願いします。
議長	それで認定されたということで、2号の方の説明をお願いします。
事務局	ご審議の結果認定をいただきまして、ありがとうございました。 同要綱第8号に基づき新規農業者資格者に規定されましたので、先月より継続審議となっております日程番号2、議案番号第51号農地法第三条の規定による許可申請書継続審議について事務局から説明いたします。 お手元に配布しております前回と同じ資料でございます。 先ほど日程番号1、議案番号第50号で認定を受け、前月日程番号2議案番号49号所有権移転農地法第3条の規定による許可申請書審議について譲渡人である神奈川県横浜市[REDACTED]氏が、譲受人である湯河原町[REDACTED]氏へ畑を管理することが困難になり、親戚であるという点で、農地を譲り渡したため農地法第3条を申請したものです。所在地番は[REDACTED]台帳及び現況地目が畑、1361平米でございます。 詳細事項及び添付資料は先ほどの説明のとおりです。
議長	それでは、今説明がありましたが、前回説明があったので、何かこれについて質問等ございますか。 よろしいですか。 それでは、議案第51号の所有権移転について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 はい。 ありがたございました。全員賛成ということで、これについては、そういうふう決定いたしました。 その他の案件について、何か事務局の方からありますか。

事務局長	議長よろしいですか。 ちょっと先の話というか2か月後の話なんですが、1月の27日農林水産まつりがございます。 皆様におかれましては、大根の販売と、あと農業相談という形でご出席の方をいただきたいと思いますっておりますが、その前にですね、毎月25日やっております。総会の件になります。 25日の総会の時にはですね、実はですね、事務局の勝手に本当に申し訳ないんですが、私どもの方で、体育館の方に缶詰になってしまいます。とてもじゃないですけどちょっと25日に、総会を開くことが不可能となっておりますので、できればですが、前の日か、月曜日ですね、ちょっと変更の方お願いしたいと思ってるんですが、よろしいでしょうか。 皆様にお伺いしたいと思います。
議長	事務局としては、先でも後でも良いと。事務局の方からとにかく25日できないということですので、皆さん、
事務局長	24日が水曜日ですね、その先になると、29日の月曜日。
議長	何か予定とか何か。いいですか。1月29日の月曜日。 いいですかこれで。 1時半ということで、総会をその日、1月は29日に開催しますので、予定の方、お願いしたいと思います。 ほかに。
事務局	29日月曜日、大変申しわけございません。ありがとうございます。場所の方につきましてはまた通知を持ちましてご連絡いたします。
議長	他に何か。 いいですか。 私の方から、今年、あれ、毎年やってるんですけども、農地パトロールを皆さんに手当してやっていただいて、その結果、農地の利用状況が芳しくない。何らか何段階かに分かれていて、それを皆さんに全部見ていただいていたのですが、その後、役場の方からちょっとどういう書類を出してるのかわからないんですけども、その地主さんに農地の利用が芳しくない方については、何らかの通知を出してると思うんですけども、それが、そういう状況でどうなったかわかんないんですけども、その苦情をいただいてもらった人がですね、私の方に、やっぱり、私はちゃんと管理してるのに、なんでこんな通知が来るんだという、苦情といいますか、がありまして、私もちょっと現場見てきたんですけども、ここなら大丈夫だなと。ただ隣が、荒れていて、多分隣と間違えちゃったのかなっていう想像ですけども、そんなこともあって、調査をされた担当される方に聞いてないんですけども。そういった事例が一つあって、何か今年はそういった、何て言うのかな、利用が良くないのは多いって言いますか。 或いはそういった、そういった通知をした、反応といいますか、苦

	情というか、そういうのがあるていうのがちょっと役場から聞いたんです。 その辺は役場としては、我々は現地行って、すごく荒れちゃってるそこだとか何段階かありましたよね。当然耕作してる人は問題ないんだけど、何か方策を失ってると思って、どういう段階の人はどういった通知を送ってきたんですか。 ちょっと私はその通知自身見てないので。 以上です。
事務局長	例年の話をいたしますと、皆さんから調査いただいたところですね去年まではよかったのですが今年から駄目な所に関しまして、通知の方を出しております。その通知に関しましては、ちゃんとした適正に管理していただかないと、万が一税の方が上がる可能性がありますよみたいな通知を合わせて出させていただいております。 ただしですねそれはですね以前の担当からずっと引き継いで聞いてるんですが今まで新たに耕作放棄地になった方しか出しなかったわけなんですけど、国の方からそうじゃない。今までの方にも全部通知を出せと。
議長	もともと悪いっていうか。悪い人は、
事務局長	もう今年からだけじゃなくて、
議長	前から悪い人にも毎年毎年じゃないけども出しなさいと。
事務局長	是正されるまで出せと。というような国の方針があって、かなりそこで私どもの方国の方から怒られちゃったわけじゃないけど、ちゃんとやってくれと。ということがありまして、今年度に関しましては、予算をちょっと新たに補正予算をつけまして、今回送った次第でございます。ただしそこでですね多少なりとも差異ができてちゃってるまずいろいろ会長が言ったように、隣が出て、その隣と合わせて出しちゃったっていうのもちょっとあったと思うんですね。 それに関しましてはちょっと事務局の方のミスだとは思いますが、基本的には今までは駄目だった人とか、駄目だよという方には、通知の方でさせていただいております。
議長	それはその段階がいろいろあったじゃないですか。それ、どのレベルの方にきちっと出したんですか。何段階かありましたよね。
事務局	通知の方につきましては放棄地と。赤部分って、回答趣旨で飛ばす。バスを含めただから、
議長	ま、だから数が増えたっていうのはそういうことですね。継続っていうか、改善されてないね。
事務局長	そこがちょっとなんかちょっとお叱りをいただいているわけなんですけど、ちょっと今回、新たにですね、今までのを含めてすべて出させ

	ていただいたという形になります。
議長	そっちのお叱りっていうのはもう本当に何年も前から遊休農地になっちゃっていて、そういう人から文句言ってくることはあまり考えられないんですけどね。文句言ってくるとやっぱりこれちゃんとやってんのにさ、これなんで耕作放棄地にされちゃったって言うんだったらまあね文句も言ってくるかもしれないけども。 荒れてるとこだったらしょうがないなっていうかね、自分の世代それはどうなんです。
事務局長	ところがですね荒れていないところもちょっと過去のデータの中に入っただけを送ってしまったというのが実際にしてそこがちょっと反省するところです。
議長	それは今後のために言うと、それが何か事務的に間違えちゃったのか我々が例えば行く畑間違えちゃったのか、いろんな段階があるじゃないですか。我々が現場行って、畑見て、確認が個人の差っていうかね、これは耕作放棄地と見るのかそうじゃないと見るのかっていうのもあるし、そもそも場所間違えちゃうのかもしれないし、記入ミスもあるかもしれないし。いろんな要因が考えられるんですけども。
事務局長	それは基本的に。 はい。 議長。 基本的には私どものミスだと思っております。 皆さんちゃんと見ていただいておりますし、ただ、ここが境界だよっていうのがわからないっていうところも、またあると思うんですね。これに関しまして、聞いたところでも過去の方とかはですね、もう1回ちょっと現地行って、そうなのかっていうのを確認した後でやったみたいです。ちょっとそこんところは私どもが、やんなかったところで、そのまま送っちゃったとかですね。もうあと住所ちょっと間違えてもちょっとありまして。
議長	継続してねその状況を立てば、間違いないと思うんですけども、今年から悪くなったなんて人やったりね、我々も気にするしね間違っちゃってるかもしれないしね。 いや、本当に悪くなってる人があると思うんですけども。そういうところはちょっと件数がどれぐらいあるかちょっと私はよくわからないんですけども、できればね役場の方の人も目で見てもらって、その土地が間違いじゃないか。それから荒れ方が耕作放棄地の程度が、これならね耕作地だになっていうふうになるものなのかどうかっていうのをね、役場の方でも確認していただければね、ありがたい。けども、相当数あるんですね。
事務局長	今回 200 数十件送ってる。 今回ちょっと一気に今までの方とかもあったんで、今回またそのデータを元にですね既存のところから出てくると思いますので、そのデータ管理に関しましては、もうちょっと変えていきたいと思います。

議長	新規に悪くなった人っていうかな、変化があつて悪くなった方、二百のうち何件あったか。
事務局長	そのデータをそこまで全部ちょっとわかんないですが、よく調べないと分かりませんが、今回ちょっと全体的に 100 数十件です。
7 番	私はですね、5, 6 年前。もっと前かな。 熱海市静岡県の農業委員会から、農地に対しての、要するに、休耕地になるんじゃないかって直売してなかったんで。 そんな時に来た通知の文言が非常になるほどなと思ったんですけども、まずね、地主さんに対して、あなたは現状ここ何番地の農地はどうですかって聞くんですね。まず。聞いていやあ、俺は耕作放棄だよ。それともいろいろ一生懸命頑張って耕作してますよ。たまたま調査したときに、草刈ってなかったのかもしれない。 まず、意向調査で、地主さんに、当時説いているんですね。現状はどうですかって。農地パトロールの地主さんと立ち会いは一切ないですから。 そこで認識のずれとか、地番を間違えちゃったという場合には、いきなり休耕地で、状況が変わらなければ、耕作放棄地なって、税金が上がるかもしれないみたいなお話聞くと、ちょっと順番が違うんじゃないか地主さんとの接点がないという、もう文章だけでやりとりしてるような感じがちょっとするんですが、その辺が変わればそういう行き違いっていうのも無くなるんじゃないかなってちょっと思ったんですけど。
議長	何かそういった地主さんに送る手紙の文書っていうのは、それぞれの市町村で考えて出してる？それとも国が、例えば国がね、こういった文章を送ってくださいというような雛形みたいのがあったり、熱海とは違うのかもしれないけどね。県で考え方の違いもあると思いますが。
3 番	議長いいかな。今熱海に入ってたから、私も熱海の農地持ってるから話をするんですけど、はっきり言って私も熱海の農地が荒れてるところがあつて、今年お尋ねが来ました。それであなたのこのこの農地を荒れてますけれど、今後どうするつもりですかってことで、譲り渡したい。 第三者に貸したい。 そのまま自ら耕作の 3 択だと思ったんだよね。 はっきり言って荒れちゃってるからこそかもしれないねえんだから、どうかしてくれっていう回答出したんだけど、貸したいで出したんだけどね。それを放置しちゃうと、固定資産税が上がるって話ですよ。
7 番	もう農地でなくなるから評価は変わるっていう、
3 番	ただどこっちは農地として貸したいっていう意思を出してるわけですから。向こうで借り手を探してくれば貸しますよってことです

	から、それは何かいいらしいですよ。貸したいっていうような考えだと。ただ自ら耕作するってことでやっとなないと。もう農地がなくなるっていうようなこと聞きましたよね。
議長	そういったことでよろしいですか。
事務局長	いや、今福井委員がおっしゃったように、町が出したのも同じような三択意向確認しております。 ただその次のページに、もしかしたらちゃんとやしないと、上がっちゃうかもしれないですよっていうのが付いてるんですよ。実際の意向は確認という形で。
議長	返事いただいてるわけですね。
事務局長	はい。 今までも大分そうらしいですけど。全部とはちょっとありえないと思うんです。
議長	確かにその一番その地主さんのところに確かにある程度な、となれば、自分でこれからもやりますとか貸したいですよとか売りたいんですよ。そうやってきたら自分の土地、確かにそういう状況だと納得されて、今後どうしようかって返事を、でも、それはそれでいいですよ。 問題は、畑が本当にある、荒れてるかどうかって認識が違うのと、当該地も間違えるとか。 そう言った本当ですよ。 それをできるだけ防ぎたいと思いますけど。
事務局長	はい。 議長。 今回そのようなことが起こっておりますので、当然今のデータをしっかり出して、また来年以降また同じようにやっていただけますので、そこに関しましては先ほど議長おっしゃったように、うちが確認していくという形でお願いしたいと思います。
議長	皆さんも、特に変化があるときにはね、ちょっと今日慎重に判断をね、していただきたいと思いますよろしくお願いします。 できれば、タブレットもねいろいろまだ課題があるみたいなんですけどタブレットであればね、場所間違いが少なくなりますよね。 入力かね、人の手が減るから、そういったね間違いも減るかもしれないですよ。それも合わせて研究してください。 その他皆様の方から何か。よろしいですか。 ご提案なりというふうですのでこれをもって閉会させていただきます。ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露本 洋一

	議事録署名人
	1 番 力石誠道
	3 番 福井正二